昭和二十九年十月十一日 山梨県訓令甲第四十九号

(目的)

第一条 この訓令は、庁内の統計調査事務について、必要な調整を行い、統計調査の 重複を除去し、事務能率の向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 第二条 この訓令において「統計調査」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 山梨県統計調査条例(平成二十年山梨県条例第五十号) 第二条第一項に規定する県統計調査(第五条及び第六条において「県統計調査」という。)
 - 二 統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第五項に規定する統計調査のうち国 の行政機関その他の者から委託を受けて行うもの
- 2 この訓令において「課室長」とは、山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則 第十二号)第十四条第一項に規定する課長、同条第七項に規定する室長 及び同規則第十五条第五項に規定する課長をいう。

(統計調査の実施の計画)

第三条 課室長は、統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、その計画を統計調査 課長に通知しなければならない。

(調整)

第四条 統計調査課長は、前条の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めたときは、当該課室長に対し、その通知に係る計画の変更又は中止について意見を述べることができる。

(県統計調査結果の通知)

第五条 課室長は、県統計調査の結果が判明したときは、速やかに結果を統計調査課 長に通知しなければならない。

(県統計調査結果の通知)

第五条 課室長は、県統計調査の結果が判明したときは、速やかにその結果を統計調査課長に通知しなければならない。

(県統計調査結果の公表)

- 第六条 課室長は、県統計調査の結果を公表しようとするときは、次に掲げる事項を 当該結果と併せて公表しなければならない。
 - 一 調査の名称及び目的
 - 二調査対象の範囲
 - 三 報告を求めた事項及びその基準となった期日又は期間
 - 四 報告を求めた者
 - 五 報告を求めるために用いた方法
 - 六 報告を求めた期間その他必要な事項

(統計調査台帳)

第七条 統計調査課長は、第三条の規定による通知を受けた統計調査に関し、統計調査 査台帳(別記様式)に必要な事項を登載しなければならない。

(委任)

第八条 この訓令に定めるもののほか、統計調査に関し必要な事項は、企画部長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和二十九年十月二十日から施行する。
- 2 統計事務取扱規程(昭和十一年三月山梨県訓令乙第七十七号)は、廃止する。
- 3 の訓令施行の際、現に実施し、又は実施することとなっている統計調査については、なお、従前の例による。但し、主務課長は、この訓令施行の日から十日以内に、統計調査台帳に登載すべき事項と同一の事項を統計課長に通知するものとする。
- 附 則(昭和四二年訓令甲第二〇号)
- この訓令は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和四三年訓令甲第二〇号)
- この訓令は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和五三年訓令甲第二号)
- この訓令は、昭和五十三年四月一日から施行する。
- 附 則(昭和五六年訓令甲第九号)
- この訓令は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和六〇年訓令甲第九号)
- この訓令は、昭和六十年四月一日から施行する。
- 附 則(平成五年訓令甲第一二号)
- この訓令は、平成五年十月一日から施行する。
- 附 則(平成九年訓令甲第二号)

この訓令は、平成九年四月一日から施行する。 附 則(平成二十一年訓令甲第四号) この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

別記様式(第7条関係)統計調査台帳

統計調査台帳

	台帳番号	
調査の名称	登載年月日 平成 年 月 日	
調査の種類	1 県の調査 □県基幹統計調査 □県基幹統計調査以外の県統計調査 2 国の調査 □基幹統計調査 □一般統計調査 3 □その他の者から委託を受けて行う調査調査	
公示年月日		
担当課(室)名		
調査の目的		
調査対象	対 象 : □個人 □世帯 □事業者 □企業 □その他(数 : 選定の方法 : □全 数 □無作為抽出 □有意抽出 属性的範囲 : 地域的範囲 :	1
調 査 事 項 (報告を求める事項)		
調査の基準となる 期日又は期間		
調査の実施期間又 は調査票提出期限		
調査周期		
調査系統(組織)		
調査方法	□調査員調査 □郵送調査 □オンライン調査 □その他())
集計機関		
集計事項		
公表の方法		
公表の時期		
備考		